

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日付けでA研究職に採用され、同年平成〇年〇月〇日付けで環境地質部地震物性課配属となった。その後、平成〇年〇月〇日付けでC県D市所在のE研究所（以下「事業場」という。）に転任となり、主任研究員として、高レベルの放射性廃棄物の地層処分及びC県の地場産業である石材、石造物の研究業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日Fクリニックに受診したところ、「反復性うつ病性障害の疑い」と診断され、以降、平成〇年〇月〇日まで同クリニックに通院し、平成〇年〇月〇日からは同クリニックの主治医が異動したG病院に転医して通院療養を継続していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し、G病院での同年〇月〇日から同月〇日までを療養期間とし、傷病名「(主) 反復性うつ病」として、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、事業場と産業医に精神疾患に仕立てあげられ、強制的に入院、休職させられないためにG病院に通院していたが、今回、G病院には「精神疾患ではない」という診断書を書いてもらうために通院したのであるから、この費用は療養補償給

付として支給されるべきであるとして、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、精神障害を発病していないとの診断書を求めるための通院が療養補償給付の範囲として認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、G病院に係る療養補償給付（平成〇年〇月〇日～同月〇日、診療実日数1日）を請求しているが、H医師によると、平成〇年〇月〇日付け意見書において同医師が勤務していたFクリニックでの平成〇年〇月〇日の初診以降、現在に至るまで完全寛解状態であり、治療・投薬は行っていない旨意見しており、G病院に受診した目的は療養目的の受診とは認められず、判断の要件に照らして、当審査会は、決定書理由第2の2の（2）で説示するとおり、療養補償給付の範囲であるとは認められない旨の審査官の結論は妥当であると判断する。

なお、請求人は、公開審理において、本件については、これまでの事案とは全く異なる新規のものであり、従来の療養の考え方に基づく判断は妥当ではない旨主張しているが、請求人自身の独自の見解に基づくものであり、労災保険法による療養の範囲を変更する必要性は認められず、主張は採用できない。

（2）再審査請求の理由及び上記2での各主張は、本件療養補償給付の請求と直接関係する主張とは認められず、また、その他の主張について、子細に検討する

も、上記判断を左右するものではない。

さらに、請求人は、I 医師等からの聴取等を求めているが、当審査会の判断は上記のとおりであり、その必要性は認められない。

(3) なお、請求人は、公開審理において申述した後に平成〇年〇月〇日付けの書面を提出し、当審査会の構成審査員の一人である J（以下「J 委員」という。）が、本件事件に深く関与している K 准教授でもある I 医師と、かつて同大学の教授で現在も同大学に籍があることから、I 医師と（広義の）利害関係者であり、審理が公正に行われるとは考えられないとして、J 委員の解任を求めるとの主張をしている。

しかしながら、I 医師は、事業場の産業医として請求人を面談しあるいは請求人の労災請求に関する医学的意見書の作成を依頼され、意見書を作成したに過ぎず、また、同医師と J 委員とは、過去において同じ大学に籍を置く准教授又は教授であったという関係に過ぎない。この関係は、公正な審理が損なわれるものではなく、委員の罷免事由に当たらないことはもとより、本件事件の担当を避けるべき事由も見当たらないことから、請求人の上記主張は理由がないことは明らかであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。